

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

平成26年7月8日

神奈川県議会議長
神奈川県知事

向 笠 茂 幸 殿
黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	長 峯 徳 積
同	古 沢 時 衛
同	岩 本 一 夫

第1 監査の種別及び実施箇所数

定期監査を出先機関154箇所について実施した。

第2 監査の実施

1 監査実施期間

平成26年1月14日から同年5月20日まで

2 監査の範囲

平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の対象とした。

第3 監査の結果

監査の結果、不適切事項（財務に関する事務の執行において、法令等に反するなど事務処理が不適切と認められる事項をいう。以下同じ。）46件及び要改善事項（経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事項又は事務、事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事項をいう。以下同じ。）2件が認められた。

このほか、今回の出先機関の監査において、出先機関の事務に係る本庁機関の課（以下、「本課」という。）の事務指導に不備があったため当該本課を指摘した要改善事項が1件認められた。

1 不適切事項の内訳

不適切事項46件の内容は、後記「3 箇所別の監査結果及び要改善事項が認められた本庁機関」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理し、件数順に示すと次表のとおりである。

< 項目別件数内訳 >

項 目	件 数 件	構 成 率 %
契 約	13	28.3
収 入	8	17.4
庶 務	8	17.4
財 産	7	15.2
支 出	6	13.0
予算の執行	2	4.3
税 務	1	2.2
そ の 他	1	2.2
計	46	100.0

不適切事項46件は34箇所において認められたものであるが、複数の箇所（3箇所以上）で見受けられた傾向的な課題を上記の項目別に示すと次のとおりである。

(1) 契約

契約の締結に当たり、設計額の積算を誤っていたものが4箇所において見受けられた。

この不適切な取扱いは、積算の根拠となる単価や数量等の再確認を怠ったことによるものであり、設計額は予定価格や落札額に影響することから、根拠書類等を十分に精査し、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

(2) 収入

行政財産の目的外使用許可に係る使用料等の徴収に当たり、調定が3月を超えて遅れているものが3箇所において見受けられた。

この不適切な取扱いは、事務執行体制に問題があったことによるものであり、適切な進行管理が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

(3) 庶務

特殊勤務手当が支給されていないものが3箇所において見受けられた。

この不適切な取扱いは、職員が手当の対象となる勤務をしているにも関わらずその認識を欠くことなどによる報告等の不備によるものだけでなく、当該勤務についての整理簿等の記録による確認が不十分であることによるものであり、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

(4) 財産

行政財産の目的外使用許可等に当たり、使用料又は占用料の算定を誤って許可等しているものが4箇所において見受けられた。

この不適切な取扱いは、使用料又は占用料算定の根拠となる条例や規程等の基本的な理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

2 要改善事項の内容

監査した結果、当該箇所の事務に改善の必要が認められた2件及び本課の事務指導に改善の必要が認められた1件は次のとおりである。

(1) 監査した結果、当該箇所の事務に改善の必要が認められたもの

ア 葉山港に係る指定管理者へのモニタリングによる事後統制に関する件（県土整備局横須賀土木事務所）

葉山港に係る指定管理者による事務において、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分なため、モニタリングによる事後統制が適切に実施されていないことから、今後は、事業計画書等が適切に作成されるよう、指定管理者と協議の上、見直す必要がある。

イ 由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場に係る指定管理者へのモニタリングによる事後統制に関する件（県土整備局藤沢土木事務所）

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場に係る指定管理者による事務において、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分なため、モニタリングによる事後統制が適切に実施されていないことから、今後は、事業計画書等が適切に作成されるよう、指定管理者と協議の上、見直す必要がある。

(2) 監査した結果、本課の事務指導に改善の必要が認められたもの

警察署等県警各所属に提示した例示契約書の条項の記載に関する件（警察本部総務部会計課）

警察署の財務に関する事務の執行において、警察本部総務部会計課が警察署等県警各所属に提示した例示契約書に、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項の記載漏れがあり、県警各所属が例示契約書にならって当該条項を設けずに契約を締結していたため、適切な契約がなされるよう、改善する必要がある。

3 箇所別の監査結果及び要改善事項が認められた本庁機関

(1) 箇所別の監査結果

監査の結果、認められた不適切事項は46件、要改善事項は2件であるが、これを同等別に示すと次表のとおりである。

<同等別件数内訳>

局 等	実施箇所数 箇所	不適切事項		要改善事項	
		箇所数 箇所	件数 件	箇所数 箇所	件数 件
教育委員会	4 5	9	1 2	0	0
企 業 庁	1 4	6	8	0	0
県土整備局	1 1	4	7	1 (1)	2
保健福祉局	1 7	5	7	0	0
県 民 局	9	4	5	0	0
総 務 局	1 4	2	2	0	0
安全防災局	2	1	2	0	0
公安委員会	2 0	1	1	0	0
産業労働局	1 2	1	1	0	0
環境農政局	9	1	1	0	0
政 策 局	1	0	0	0	0
計	1 5 4	3 4	4 6	1 (1)	2

注：要改善事項の箇所数について、不適切事項と重複する箇所は（）で表記（外数）

監査を実施した154箇所について、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は35箇所、認められなかった箇所は残りの119箇所であり、それぞれの結果を箇所別に示すと次表のとおりである。

ア 不適切事項又は要改善事項が認められた35箇所

(ア) 総務局（2箇所）

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚県税事務所 所管区域：横浜市戸塚区、栄区及び泉区	平成26年5月2日（平成26年2月25日職員調査）	県税に係る賦課徴収に関する事務を行っている。	（不適切事項） 税務事務において、不動産貸付業に係る個人事業税の課税に当たり、課税標準額の算定を誤っているものがあつた。これにより1件、500円を過大に徴収していた。
神奈川県藤沢県税事務所 所管区域：藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町	平成26年3月13日（平成26年2月12日職員調査）	同	（不適切事項） 支出事務において、ゴム印購入代（45,176円）の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息100円を支払っていた。

(イ) 安全防災局（1箇所）

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター	平成26年3月13日（平成26年2月13日職員調査）	災害応急対策に必要な業務及び防災知識の普及啓発を行っている。	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 契約事務において、汚水処理装置等シーケンサ修繕工事請負契約（契約金額4,305,000円）に基づく工程表等を請負者から受領していなかつた。 2 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、タクシー専用無料電話が設置されていた。

(ウ) 県民局（4箇所）

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ女性センター	平成26年5月2日（平成26年3月7日職員調査）	女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するため、自主的活動の場を提供するとともに、女性問題に関する調査、研究、情報の提供や人材開発、男女共同参画の普及実践、女性総合相談等の事業を行っている。	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入に当たり、22件、45,273円を過大に徴収していた。</p>
神奈川県中央児童相談所 所管区域：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町及び二宮町	平成26年1月31日（平成25年12月17日から同月19日まで職員調査）	児童福祉に関する諸問題について、家庭等からの相談に応じ、指導、治療及び施設等への入所手続等を行っている。	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、7件、12,870円が支給不足であった。</p>
神奈川県厚木児童相談所 所管区域：秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村	平成26年4月7日（平成26年2月27日職員調査）	同	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、児童保護措置費自己負担金等の督促状の発行に当たり、指定期限を誤っているものが2件、592,570円、納付期限後20日以内に発行していないものが1件、2,145円あった。</p> <p>2 支出事務において、公用車に係る燃料購入代の支払に当たり、誤って契約業者以外の業者において給油を受けたため、代金が86円割高になっているものがあった。</p>

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立中里 学園	平成26年2 月6日（平 成26年2月 5日及び同 月6日職員 調査）	児童相談所からの 措置により、保護 者のいない児童、 環境上養護を要す る児童等を入園さ せ、その養育及び 自立支援を行って いる。また、乳児 院を併設し、措置 を要する乳幼児を 入園させ、その養 育を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、高圧食器 洗浄機ほか4件の賃貸借契約等 の更新に当たり、長期継続契約 の対象とならないにもかかわらず、年度を超えて契約（契約金 額598,096円）を締結していた。

(I) 環境農政局（1箇所）

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県西部漁 港事務所 所管区域：藤沢 市以西の漁港区 域及び海岸保全 区域	平成26年4 月4日（平 成25年12月 11日及び同 月12日職員 調査）	県営小田原漁港の 修築・整備事業、 同港海岸の保全事 業の施行並びに同 港の施設及び海岸 保全区域の維持管 理・許認可事務を 行っているほか、 国有財産法に基づ く10港の漁港区域 内の国有財産管理 事務を行っている。	（不適切事項） 財産管理事務において、小田 原漁港施設の占用許可に当た り、占用料の算定を誤って許可 していた。これにより、占用料 5件、30,642円を過大に徴収し ていた。

(オ) 保健福祉局（5箇所）

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県三崎保健福祉事務所 所管区域：三浦市	平成26年5月14日（平成26年1月28日職員調査）	県民の保健・福祉の向上及び増進を図るための事業を行っている。	（不適切事項） 予算の執行において、自動販売機設置場所賃貸借契約書に基づく賃付料の収入に当たり、予算科目を誤っているものが2件、251,240円あった。
神奈川県秦野保健福祉事務所 所管区域：秦野市及び伊勢原市	平成26年4月2日（平成26年1月21日職員調査）	同	（不適切事項） 庶務事務において、非常勤職員の加給の支給に当たり、支給率を誤ったため、1件、94,031円が支給不足であった。
神奈川県立煤ヶ谷診療所	平成26年5月2日（平成26年2月14日職員調査）	内科、小児科等一般診療、公衆衛生活動等を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、医学検査業務委託契約等の締結に当たり、個々の検査に係る予定価格が設定されていないなど事務処理が不適切であった。
神奈川県立総合療育相談センター 所管区域：県内全域（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）	平成26年1月31日（平成25年12月17日から同月19日まで職員調査）	児童の心身の健全な発達に関する複雑又は困難な問題について相談に応じ、並びに身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行い、併せて診療、療育訓練等に応じている。	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の調定が3月を超えて遅れているものが13件、250,791円あった。 2 支出事務において、血液検査業務委託料6件、1,617円が支払不足であった。 3 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、8件、11,720円が支給不足であった。

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立中井やまゆり園	平成26年3月31日（平成26年2月18日職員調査）	障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設として、主に18歳以上の知的障害者等を受け入れ、利用者の心身の状況等に応じたサービスを提供している。	（不適切事項） 契約事務において、マイクロバスの賃貸借契約等（契約金額1,584,000円）の締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付記していなかった。

（カ） 産業労働局（1箇所）

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立産業技術短期大学校	平成26年2月10日（平成26年1月10日職員調査）	先進的な産業を支える実践技術者を育成するとともに、生涯職業能力開発の推進業務を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、庁舎有人警備業務委託（契約金額1,173,900円）に係る委託料の積算に当たり、正規の勤務時間を超えて業務に従事させる仕様になっていないにもかかわらず、時間外手当に相当する金額を計上していたため、予定価格が過大であった。

（キ） 県土整備局（5箇所）

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所 所管区域：横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町	平成26年2月3日（平成25年12月24日から同月26日職員調査）	道路、河川、砂防等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。	（要改善事項） 「葉山港に係る指定管理者へのモニタリングによる事後統制に関する件」（前記2（1）ア参照）

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
<p>神奈川県平塚土木事務所</p> <p>所管区域：平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町（建築及び開発行為の規制等に関する事務に限る。）、大磯町及び二宮町</p>	<p>平成26年2月26日（平成26年1月8日から同月10日まで職員調査）</p>	<p>道路、河川、砂防等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、道路占用料の調定に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していないものが1件、459,309円あった。</p> <p>2 契約事務において、不動産鑑定評価業務の委託に当たり、報酬額の算定を誤ったため、1件、71,400円が支払不足となっていた。また、不動産鑑定評価書の内容に不備があり、履行確認が適正に行われていないものがあった。</p>
<p>神奈川県藤沢土木事務所</p> <p>所管区域：鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町（建築及び開発行為の規制等に関する事務を除く。）</p>	<p>平成26年1月31日（平成25年12月17日から同月19日まで職員調査）</p>	<p>同</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可したため、使用料3件、1,210,935円が徴収不足に、使用料3件、336,105円が過大徴収となっていた。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>「由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場に係る指定管理者へのモニタリングによる事後統制に関する件」（前記2(1)イ参照）</p>

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
<p>神奈川県西土木事務所</p> <p>所管区域：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町</p>	<p>平成26年3月10日（平成26年1月30日、同月31日及び同年2月3日職員調査）</p>	<p>道路、河川、砂防等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほか、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、非常用通報装置保守点検業務委託料（契約金額69,300円）の支払に当たり、四半期ごとの業務が完了する前に履行確認を行い、確認が不十分なまま支払っているものがあつた。</p>
<p>神奈川県西土木事務所小田原土木センター</p> <p>所管区域：小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町</p>	<p>平成26年3月10日（平成26年2月5日から同月7日まで職員調査）</p>	<p>同</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあつた。</p> <p>(1) 砂防設備使用料等の調定が3月を超えて遅れているものが2件、5,011,983円あつた。</p> <p>(2) 道路使用料等の納入催告を長期間にわたり行っていないものが15件、255,150円あつた。</p> <p>2 真鶴港に係る指定管理者による事務において、指定管理者から提出された月例業務報告書を十分に確認しなかつたため、係留料の徴収誤り1件、17,330円が見過ごされていた。</p>

(ク) 企業庁（6箇所）

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁 相模原水道営業所 所管区域：相模 原市の一部	平成26年4 月3日（平 成26年2月 20日及び同 月21日職員 調査）	県営水道施設の維 持管理、給水装置 工事の審査・検査、 量水器の点検、水 道料金及び公共下 水道使用料の徴収 等の事務を行って いる。	（不適切事項） 契約事務において、配水管改 良工事請負契約（契約金額 40,849,651円）に係る契約変更 に当たり、設計額の積算を誤っ たため、契約金額が64,050円不 足していた。
神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所 所管区域：鎌倉 市、逗子市及び 葉山町（湘南国 際村の区域を除 く）	平成26年1 月30日（平 成25年12月 4日及び同 月5日職員 調査）	同	（不適切事項） 庶務事務において、特殊勤務 手当3件、1,500円を支給して いなかった。
神奈川県企業庁 藤沢水道営業所 所管区域：藤沢 市	平成26年3 月24日（平 成26年1月 23日及び同 月24日職員 調査）	同	（不適切事項） 契約事務において、次のとお り誤りがあり、事務処理が著し く不適切であった。 1 検満量水器取替等委託業務 （契約金額3,131,100円）の 契約に当たり、業者から提出 された一般競争入札参加資格 の届出書に記載漏れがあった にもかかわらず、確認が不十 分のまま入札に参加させ、当 該業者と契約を締結していた。 また、契約書に定める書類が 未提出であるにもかかわらず、 提出を求めていなかった。 2 配水池内部清掃工事の契約 （契約金額3,276,000円）に 当たり、設計額の積算を誤り、 設計額が168,000円過大のま ま契約を締結していた。

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁 平塚水道営業所 所管区域：平塚市、小田原市の一部、大磯町及び二宮町	平成26年4月2日（平成26年2月17日及び同月18日職員調査）	県営水道施設の維持管理、給水装置工事の審査・検査、量水器の点検、水道料金及び公共下水道使用料の徴収等の事務を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、配水池等構内整備（草刈）業務委託（契約金額6,195,000円）に係る契約変更に当たり、設計額の算定を誤ったため、契約金額が148,050円過大であった。
神奈川県企業庁 酒匂川水系ダム 管理事務所	平成26年4月3日（平成26年2月12日及び同月13日職員調査）	三保ダム、品ノ木取水ダム、玄倉ダム、熊木ダムの操作、維持管理及び飯泉取水せきにおける取水量の確保並びに早川発電所等の維持管理を行っている。	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、三保ダム動点標的測量業務委託契約（契約金額840,000円）の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更契約を締結するなどの事務処理を行っていない。 2 財産管理事務において、行政資産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤ったため、1件、390円を過大に徴収していた。
神奈川県企業庁 相模川発電管理 事務所	平成26年2月20日（平成26年1月17日及び同月20日職員調査）	相模発電所、津久井発電所、城山発電所、愛川太陽光発電所及び発電総合制御所（保守を除く。）に関すること（相模川水系ダム管理事務所の所掌事務に属するものを除く。）を行っている。	（不適切事項） 契約事務において、デジタルオシロメーター（購入金額2,138,850円）の購入に当たり、神奈川県公営企業財務規程に基づき契約書を作成すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。

(ケ) 教育委員会 (9 箇所)

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	平成26年5月2日(平成26年2月27日職員調査)	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般県民の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資するための事業を行っている。	<p>(不適切事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、講師謝金等の支払に当たり、履行確認後3月を超えて支払っているものが8件、207,960円あった。</p> <p>2 契約事務において、県立図書館設備運転保守及び衛生管理業務委託他1件の契約(契約金額28,694,400円)の締結に当たり、仕様書の業務日数等に記載誤りがあった。</p>
神奈川県立体育センター	平成26年3月19日(平成26年2月18日及び同月19日職員調査)	体育の振興を図り県民の心身の健全な発達に寄与するため、体育指導者の研修、体育・スポーツの調査研究、体育スポーツ活動の普及促進及びスポーツ情報の収集提供に関する事務を行っている。	<p>(不適切事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の徴収に当たり、収入科目を誤っているものが1件、6,500円あった。</p> <p>2 支出事務において、消耗品購入代金(23,100円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息200円を支払っていた。</p>

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立氷取 沢高等学校	平成26年4 月10日（平 成26年3月 24日職員調 査）	全日制の課程 普 通科	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務 処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、現金 領収した証明書交付手数料の 収納に当たり、会計年度を誤 っているものが1件、500円 あった。</p> <p>2 庶務事務において、公務出 張に当たり、人事給与システ ムによる所定の手続を行わな かったため、旅費1件、200 円を支給していなかった。</p>
神奈川県立麻溝 台高等学校	平成26年4 月10日（平 成26年2月 21日職員調 査）	同	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、教員特殊 業務手当10件、12,000円を支給 しておらず、2件、2,400円を 過大に支給していた。</p>
神奈川県立平塚 農業高等学校	平成26年4 月4日（平 成26年1月 22日職員調 査）	全日制の課程 食 品科学科、園芸科 科学科、農業総合科 及び生産流通科 定時制の課程 園 芸科学科	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、教員特殊 業務手当2件、17,000円を支給 していなかった。</p>
神奈川県立逗葉 高等学校	平成26年5 月12日（平 成26年3月 24日職員調 査）	全日制の課程 普 通科	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、物品 （157,796円）の無償貸付けに 当たり、神奈川県財務規則で定 められた部長の承認を得ていな いなど、事務処理が不適切であ った。</p>

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立厚木 高等学校	平成26年4 月14日（平 成26年2月 28日職員調 査）	全日制の課程 普 通科	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財 産の使用承認に当たり、使用料 の算定を誤って承認しているも のがあった。これにより、使用 料1件、38円が徴収不足であっ た。
神奈川県立寒川 高等学校	平成26年1 月14日（平 成25年12月 2日職員調 査）	同	（不適切事項） 財産管理事務において、工作 物（面積114.18㎡）の管理に当 たり、教育財産の管理等に関す る規程で定める教育財産台帳の 補正が行われていなかった。
神奈川県立鶴見 養護学校	平成26年4 月3日（平 成26年2月 5日職員調 査）	小学部、中学部及 び高等部本科（普 通科）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産 の目的外使用許可に係る使用料 の調定が3月を超えて遅れてい るものが1件、22,394円あった。

(2) 公安委員会（1箇所）

監査実施箇所名 及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県藤沢警 察署 所管区域：藤沢 市の一部	平成26年4 月2日（平 成26年3月 3日職員調 査）	県民の生命、身体 及び財産の保護に 任じ、犯罪の予防、 鎮圧及び捜査、被 疑者の逮捕、交通 の取締りその他公 共の安全と秩序の 維持に当たってい る。	（不適切事項） 庶務事務において、通勤手当 の認定に当たり、交通用具の使 用距離を誤ったため、平成23年 度から1箇月当たり2,400円（計 60,000円）を過大に支給してい るものがあった。

イ 不適切事項及び要改善事項が認められなかった119箇所

監査実施箇所名	監査実施箇所名
<p>(政策局) 神奈川県統計センター</p> <p>(総務局) 神奈川県横浜県税事務所、神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県足柄上県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所</p> <p>(安全防災局) 神奈川県消防学校</p> <p>(県民局) 神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所、神奈川県立おおいそ学園</p> <p>(環境農政局) 神奈川県環境科学センター、神奈川県水産技術センター、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所</p>	<p>(保健福祉局) 神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県大和保健福祉事務所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県立ひばりが丘学園、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県動物保護センター</p> <p>(産業労働局) 神奈川県産業技術センター、神奈川県産業技術センター工芸技術所、神奈川県産業技術センター計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者就労相談センター、神奈川県立産業技術短期大学校人材育成支援センター、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校</p> <p>(県土整備局) 神奈川県厚木土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県広域幹線道路事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所</p> <p>(企業庁) 神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所</p>

監査実施箇所名	監査実施箇所名
<p>(教育委員会)</p> <p>神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立近代美術館、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立吉田島総合高等学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立秦野養護学校</p>	<p>(公安委員会)</p> <p>神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原北警察署</p>

(2) 要改善事項が認められた本庁機関

監査の結果、本庁機関の事務指導に改善の必要があると認められた1件の要改善事項に係る1本庁機関は次のとおりである。

課(室)名	要改善事項
警察本部総務部会計課	「警察署等県警各所属に提示した例示契約書の条項の記載に関する件」(前記2(2)参照)